

『保健総合システム用プリンタ増設(コロナワクチン接種対応)』の見積合せの実施について

船橋市オープンカウンター方式による見積合せに関する試行実施要領に基づき、見積合せを次のとおり実施する。本案件は、ちば電子調達システムにより行う。

令和 3年 1月19日

船橋市長 松戸 徹
(公印省略)

記

案件番号及び案件名	C35	保健総合システム用プリンタ増設(コロナワクチン接種対応)
納入場所	船橋市保健福祉センター	
納入期限	令和 3年 2月26日	
案件内容	別紙仕様書のとおり	
予定価格	非公開	
本案件の参加者に必要な資格等		
資格区分	物品調達	
地域要件	なし	
格付	なし	
その他	代表者が同一の法人にあっては、1つの法人のみでの参加を認める。	
設計図書等に対する質問締切日等	令和3年1月22日(金)正午まで 質問があった場合の回答は、締切日の翌開庁日までに入札情報サービスに掲載する。	
質問方法	上記期間までに入札執行課へEメール又はFAXにて行うこと。 【Eメールアドレス】 keiyaku@city.funabashi.lg.jp 【FAX】 047-436-2184 * E-mail、FAXともに契約課へ送信後、必ず電話により着信確認をすること。	
見積書提出期限	令和 3年 1月28日 (木)午後 5時00分まで	
紙見積業者の見積書の提出方法	紙見積方式参加届出書及び見積書(オープンカウンター方式による見積合せ用)を見積書提出期限までに見積合せ執行課窓口まで持参すること。 見積書は、封筒に入れ封かんし、その封筒に商号又は名称、案件番号、案件名称及び「見積書在中」と記入しなければならない。	
見積合せ日時	令和 3年 1月29日 (金) 午後 2時15分 市役所6階入札室	
支出区分	一括払い	
見積金額	見積金額は、消費税課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額とする。	
見積合せ方法	見積合せ日時後に速やかにちば電子調達システムで行う。 紙見積業者がいる場合は、執行職員が、見積書を開封し、その内容をちば電子調達システムに登録後、電子見積書を一括開封し行うものとする。	
問い合わせ先	見積合せ執行課 船橋市役所 契約課 物品契約係 船橋市湊町2丁目10番25号(6階) 電話 047-436-2177	

船橋市オープンカウンター方式による見積合せに関する試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、物品調達に係るオープンカウンター方式による見積合せを行う取扱いに関し、船橋市契約規則（平成26年船橋規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてオープンカウンター方式による見積合せとは、市が見積の相手方を特定せず、案件を公開し、一定の資格を有する見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式の見積合せをいう。

(対象とできる物品)

第3条 この要領の対象とできる物品は、原則として予定価格が80万円以下のものとする。

(参加資格要件)

第4条 オープンカウンター方式による見積合せには、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は参加することはできないものとする。

- (1) 船橋市物品調達等競争入札有資格者名簿（物品）に登載されていない者
- (2) 船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を当該入札において、案件の公開日から第10条に規定する契約の相手方を決定した日までの間に受けている者
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者、又は当該見積合せの開封日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

2 前項各号に定めるもののほか、物品の性質により、地域要件等の参加資格要件を定めることができる。

(案件の公開)

第5条 案件の公開は、ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載することにより行う。

2 公開する事項は、案件番号、案件名称、数量、仕様書及びその他特記事項とする。

(見積書の提出)

第6条 見積書の提出は、原則としてちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により、提出期限までに行わなければならない。

ただし、紙見積書での参加を希望する場合には、紙見積方式参加届出書（別記第1号様式）及び見積書（オープンカウンター方式による見積合せ用）（別記第2号様式）を作成の上、見積提出期限までに、指定する方法により送付しなければならない。

2 提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(同等品による参加)

第7条 仕様書に基準品を提示している場合は、基準品以外の同等品による参加を認める。

2 同等品による参加を希望する者は、質問締切期限までに質問として同等品の申請を行い、承認を得るものとする。

3 質問があった場合には、質問回答日までに入札情報サービスにて回答するものとする。

4 前各項により承認を得た同等品の申請内容に虚偽、錯誤等があり、契約締結後に仕様を満たしていないことが判明した場合には、当該仕様書に瑕疵が認められない限り、その一切の責任は契約の相手方に帰属するものとする。

(契約候補者の決定)

第8条 見積合せは、入札情報サービスで示す日時に行い、有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方の候補者(以下「契約候補者」という。)として決定する。

2 契約候補者を決定したときは、参加者に対し、電子入札システム等により速やかに連絡するものとする。

(無効な見積)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない者が提出した見積
- (2) 見積書の記載及び押印に不備がある見積書(紙見積りの場合)
- (3) 金額を訂正した見積(紙見積りの場合)
- (4) 錯誤により提出されたと認められる見積
- (5) その他参加条件に違反して提出した見積

(参加資格要件の審査及び契約の相手方の決定)

第10条 見積合せの結果、契約候補者となった者の参加資格要件の審査を開封日から起算して原則3日(閉庁日を除く)以内に行う。

2 前項の審査の結果、参加資格要件を満たしていると判断した場合には、当該契約候補者を契約の相手方と決定する。

3 第1項の審査の結果、参加資格要件を満たしていないと判断された場合、当該契約候補者の見積を無効とし、次順位者の審査を行う。

4 契約の相手方となるべき同価の見積書を提出した者が2人以上あるときは、当該同価の見積書を提出した者の参加資格要件を審査し、参加資格要件を満たしていると判断した者が2人以上ある場合に限り、電子入札システムの電子くじにより契約の相手方を決定するものとする。

5 参加資格要件を満たしていないと判断された者で当該判断に不服がある者は、通知日から起算して3日(閉庁日を除く)以内に説明を求めることができる。説明を求められたときは、受理した日から起算して3日(閉庁日を除く)以内に回答しなければならない。

(再度見積合せ)

第11条 見積合せの結果、予定価格に達する者がいない場合は、原則として1回、再度見積合せを行う。

- 2 再度見積合せにおいても予定価格に達する者がいない場合、最低の価格をもって見積もった者から見積書を徴することができる。

(結果の公表)

第12条 見積合せの結果は、入札情報サービスにおいて、契約の相手方の決定後速やかに公表するものとする。

- 2 公表に関する取扱いは、物品調達等に係る入札結果等の公表に関する事務取扱要領に基づき行うものとする。

- 3 第1項の規定による公表を除き、結果に関する照会には、応じないものとする。

(参加者の心得)

第13条 参加者は、この実施要領、仕様書等を熟覧の上、見積書を提出しなければならない。

- 2 見積書提出後仕様書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この要領は、平成29年4月12日から施行する。